

県立高校改革実施計画(期)の一部改定について

期計画策定後の状況の変化に対応するため、 期計画を一部改定しました。

1 学力向上進学重点校の指定

学力向上進学重点校について、新たな学習指導要領への対応や、国の高大接続改革の進捗状況を踏まえ、早期に指定校としての取組を推進する必要があることから、先行指定を行いました。

(1) 学力向上進学重点校の指定

一部改定(太枠部分を追加修正)

期の工程表				
主体	平成28年度	29年度	30年度	31年度
エントリー校 (指定校)	エントリー校の指定	実施		
		指標に基づく検証		
			先行指定・実施(3年6月)	
			本指定・実施(3か年)	

エントリー校	:	横浜翠嵐	川和	多摩	柏陽	光陵	横浜平沼
		希望ヶ丘	横浜緑ヶ丘	横須賀	鎌倉		
		湘南	茅ヶ崎北陵	平塚江南	小田原	厚木	
		大和	相模原				

先行指定校： 横浜翠嵐 湘南

(2) 先行指定

平成28年度及び平成29年度上半期の取組状況を基に、特に成果を挙げている高校を先行して指定し、取組を進めます。

(3) 本指定

平成28年度及び平成29年度の取組状況を基に、平成30年6月までを目途として指定し、これを「本指定」として、最終的には、先行指定と合わせて10校程度を指定し、取組を進めます。

2 通級指導導入校の指定

学校教育法施行規則の改正(平成28年公布、平成30年施行)により、これまで小・中学校で行われていた通級による指導を高校に導入することができることとなりました。これを受け、高校に進学する生徒の多様な教育的ニーズに対応するため、平成30年度からの実施に向け、中期計画に具体的な取組として位置づけました。

(1) 「通級指導導入校の指定」の中期計画における位置づけ

「通級指導導入校の指定」を、中期計画の「質の高い教育の充実 / 3 重点目標3「共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育を推進します」にかかる具体的な取組み / (2) インクルーシブ教育の推進」に位置づけました。

一部改定後	現行
質の高い教育の充実 3 重点目標3にかかる具体的な取組み 「共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育を推進します」 (1) 教育相談体制の充実 (2) インクルーシブ教育の推進 ・インクルーシブ教育に関する学校支援の充実 ・インクルーシブ教育実践推進校の指定 ・ <u>通級指導導入校の指定</u>	質の高い教育の充実 3 重点目標3にかかる具体的な取組み 「共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育を推進します」 (1) 教育相談体制の充実 (2) インクルーシブ教育の推進 ・インクルーシブ教育に関する学校支援の充実 ・インクルーシブ教育実践推進校の指定

(2) 通級指導導入校の指定

通級指導導入校を指定し、平成30年度から通級による指導を実施します。

期の工程表

主体	平成28年度	29年度	30年度	31年度
対象校		通級指導導入校の指定・研究	通級指導の実施	

対象校： 生田東 保土ヶ谷 綾瀬西

(参考) 通級指導導入校とインクルーシブ教育実践推進校(パイロット校)の比較

	通級指導導入校	インクルーシブ教育実践推進校(パイロット校)
対象となる生徒	主たる障がい(知的障がい以外) (発達障がい(学習障がい等) 等)	主たる障がい(知的障がい)
入学者選抜方法	一般募集	連携募集
教育課程	高等学校学習指導要領に基づ くことを前提とし、一部、特 別支援学校学習指導要領を含 める	高等学校学習指導要領に基づ く